

佐那河内村監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和4年度

定例監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月2日

佐那河内村監査委員 服部 泰博

佐那河内村監査委員 井開 一文



令和4年度

定例監査報告書

令和5年3月

佐那河内村監査委員

目次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 監査の対象部局	1
3. 監査の期間	1
4. 監査の方法	1
第2 監査の結果および意見	2
1. 総務課	3
2. 産業環境課	11
3. 建設課	16
4. 住民税務課	18
5. 健康福祉課	21
6. 保育所	27
7. 企画政策課	28
8. 教育委員会	35
9. 議会事務局	39
10. 出納室	40

令和4年度定例監査結果報告書

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査

2. 監査の対象部局

佐那河内村長部局各課、議会議務局、教育委員会

3. 監査の期間

令和5年2月13日（月）から2月24日（金）までのうちの9日間

4. 監査の方法

佐那河内村の財務に関する事務の執行及び経営係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、また、一部において行政監査の観点から事務の執行についても監査した。

監査に当たっては、原則として各課単位で実施し、監査対象課等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、監査対象課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き、照合、通査その他必要と認める手続によって実施した。

なお、議会議務局の一部の事務の監査については、井開一文監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除外した。

第2 監査の結果および意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他所管事務の執行状況は、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正かつ効率的な事務の執行に務められたい。

今回の監査において、特筆する事項及び改善、検討を要する事項については、次のとおりである。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

【重点事業等について】

令和4年度においては、重点事業として①さなごうち新ものがたり創出事業、②大川原高原公共施設利用促進事業、③佐那河内村コミュニティバス実証事業、をはじめ、④さくらもいちご栽培振興プロジェクト事業、⑤若者向け定住住宅整備事業、さらには、⑥新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、⑦住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業、⑧ふるさと納税事業など、本村の住民福祉の向上に向けた事業の推進に積極的に取り組まれていることが認められた。

1. 総務課

(1) 村職員の任用と職員数等について

村職員（一般職）の状況については、平成28年度の49名から毎年増加傾向にあったが、令和5年1月1日現在56名（佐那河内村職員定数条例に規定する定数65名の範囲内）となっている。

令和4年4月1日現在での年齢構成をみると、職員数が44～51歳の間に多く（15名）、36～43歳の間に少ない（8名）状況にあることから、今後においては、職員構成の高齢化等に伴う構造的な課題を見据えた取り組みに留意していく必要があると考えられる。

また、近年における新型コロナウイルス感染症対策や防災、地方創生、子育て支援など、行政需要は益々増加し、また、職員の病気休暇、産前産後休暇、育児休業取得などの制度運用、他団体への派遣などの要因に加え、「公務員の働き方改革」に向けた取り組みの推進などにより、限られた職員数による業務の遂行については厳しいものがあることから、今後における村職員の「人事管理」並びに「人員配置管理」が村政運営において大きな課題となっているところである。

佐那河内村においては、令和2年3月において、計画実職員数を54人を超えない範囲で維持することを目標とした、佐那河内村定員管理計画（令和2年度～令和5年度）が策定されているところであるが、引き続き、村民ニーズへの柔軟な対応や効果的かつ効率的な行政運営を図るための人員配置について、業務の見直しを含めた取り組みと合わせ、最小の経費で最大の効果を発揮することを基本とした適正な人員管理及び計画的な職員採用の取り組みに努められよう望むものである。

勤務の状況については、超過勤務について職員の健康障害防止の観点から、その削減について対応を求めているところであるが、依然として一部の業務において特定の者が日常的に超過勤務を余儀なくされている現状がみられるほか、長期のわたる病気休暇の取得も散見されるところである。

また、「年次有給休暇」等についても職員全般的に取得が少ない状況にあるようにも見受けられることから、職員の勤務の在り方に配慮するとともに、健康管理に留意し、職務に専念できる環境づくりに努められるよう望むものである。

(2) 役場新庁舎及び消防センターについて

役場新庁舎及び消防センターについては、令和4年3月22日村民待望の行政サービス拠点として佐那河内村下字西ノハナ31番地に新設移転し、業務が開始されている。

新庁舎：鉄骨地上2階（延床面積 2,409.72㎡）

事業費（設計業務 38,500,000円 本体工事 957,649,000円 工事監理 15,730,000円）

消防センター：鉄骨平屋（延床面積 279.64㎡）

事業費（設計業務 5,335,000円 本体工事 92,721,200円 工事監理 2,090,000円）

新庁舎における円滑な業務の推進に期待したい。

(3) 危機管理体制の整備状況について

これまでの定例監査において、佐那河内村の危機管理計画は、天災等の災害発生時を想定したもので、感染症対策をはじめとする様々な緊急事態を想定したものとなっていないことから、天災等による災害のみならず、テロ対策、感染症対策など、ライフラインや社会インフラの停止などの幅広い緊急事態に村民の生命・財産・生活を守るための行政の対応に万全を期す必要があるとし、「危機管理体制」を見直すとともに、平時においても、ハザードマップ等の周知をはじめ、村民との危機管理に対する意識を共有し、職員の対応についても明確に位置づけた体制整備を図られるよう求めているところである。

特に、佐那河内村における高齢化や地域的な課題を念頭に、村民と連携した取り組みや組織的な体制づくりが図られるよう、シユミレーションを繰り返しなど、緊急時に備えられるよう努められたい。

新庁舎移転・消防センターの整備に伴い、村職員による防災訓練等も積極的に実施されているようであるが、村職員の多くが村外に居住していることから、

緊急時の対応や長期にわたった対応が必要な場合も想定されることから、こうした対策についても危機感をもって検討されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策への取り組みについては、現時点においては、幸いに感染者も比較的少なく、感染防止に向けたワクチン接種についても迅速な対応が図られ、村民からも高い評価を得ているところである。

これらの新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについては、現在の感染症法上「2類相当」の取り扱いが、令和5年5月8日から「5類」に引き下げられ、名称についても変更が予定されるなど、さまざまな規制や行政での対応、住民の費用負担などについても大きく変わろうとしているところであるが、佐那河内村においては、高齢者も多く、体の回復力や抵抗力が弱く感染症も重症化しやすいことが懸念されることから、引き続き感染拡大防止に向けた対策をはじめ、感染症発生時に備えた対応に万全を期すとともに、関係機関との連携を密にした取り組みが図られるよう期待するところである。

(4) 消防・救急体制の整備について

近年、高齢化の進行による救急需要の増大や激甚化・頻発化する自然災害への対応など、消防ニーズは複雑・多様化しており、それに応えられる住民サービスを提供していくためには、消防体制の整備を図り、広域化を推進していく必要があることから、県においては「徳島県消防広域化推進計画」が改定され、段階的な広域化を進めるため、生活圏を一にする5つの地域ブロックにおいて、「連携・協力」や「非常備の解消」に取り組みむとともに、市町村や消防本部と連携を図りながら、通信指令センターの一本化に向けた検討を進められているところである。

佐那河内村は、消防署（常備消防）がなく、全国的にも数少ない消防団（非常備消防）で、地域ブロックは「県東部地域」に属し、徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町とともに、「連携・協力」のもと通信指令センターの一本化に向けた取り組みなどについて協議がなされている。

こうした中、非常備の消防機関の構成員である消防団員〔162人（うち女性隊員5人）〕（非常勤特別職）の皆様方には、火災発生時の消火活動のみならず、救助活動や訓練・広報活動、歳末警戒など多岐にわたる村民の生活を守るため

の活動にご協力いただいております。令和4年度は令和5年1月現在火災が1件発生し60人が出動したほか、火災予防運動・訓練などにおいて延べ609人が出動している。

高齢化の著しい佐那河内村にとっては、火災や地震などの自然災害発生時には、各地域での防災の核となる消防団員の確保や育成が重要な課題であり、特に若い世代の団員の確保が急務であることから、広報活動の充実を図るとともに、団員の処遇改善などについても配慮した取り組みを望むところである。

(5) 救急搬送業務について

「役場救急」ともいわれる常備消防がなく村職員が行うについては、役場新庁舎と併設する「消防センター」において、1班4名で編成する3班集体制〔各班24時間体制、うち1名は日勤〕のもと救急救命士4名、救急隊員4名、機関員4名が配置され、令和4年度は12月末現在105件出動し、104名が救急病院等に搬送されるなど、村民の生命に関わる救急救命活動の取り組みが高く評価されており、村民からも引き続き、救急搬送業務の充実強化が図られるよう、大きな期待が寄せられているところである。

これらの体制を継続するために必要となる財源の確保に万全を期するとともに、今後における課題である常備消防並びに広域消防の体制整備に向けた取り組みについても積極的に促進が図られるよう望むものである。

(6) 地方公会計制度の導入に伴う固定資産台帳の整備について

平成18年度に施行された「行革推進法」に伴う一連の取り組みとして、自治体の経営破綻や住民への行政サービスの低下を防ぐため、これまでの「現金主義」から「発生主義」を採用する新公会計制度が導入され、「資産・債務管理」「将来の施設の更新維持管理費の把握」が強く求められており、特に、「貸借対照表（バランスシート）」の資産の把握については、「公有財産台帳（道路台帳等を含む。）」と「固定資産台帳」の適正な管理運用が求められているところである。

佐那河内村においては、「(株)地域科学研究所 佐那河内事務所」との間に「公会計支援システム利用契約」（1,405,800円）を締結し、公有財産管理シ

システム（固定資産台帳管理機能）、地方公会計マニユアルに基づく財務書類作成に要するシステムの提供、並びに、財務分析機能の提供を受け、これらに基づき、「ストック情報」「コスト情報」である①「貸借対照表（資産や負債の状況など）」、②「行政コスト計算書（人件費や減価償却費など）」、③「純資産変動計算書（純資産の1年間の変動内容）」、④「資金収支計算書（資金収支の状況を性質別に3区分）」などの情報を毎年度の『財務書類の公表』としてを広報等により公開されている。

こうしたなか、「貸借対照表（バランスシート）」の資産の把握については、「公有財産台帳（道路台帳等を含む。）」と「固定資産台帳」の適正な管理運用が求められており、資産の評価について発生主義に基づいた取り扱いが課題となつているところである。

佐那河内村における固定資産台帳については、登記による地目・面積に基づき整理されており、登記地目・面積は必ずしも現況と一致していないものも見受けられることから、引き続き正確な資産の把握に努めるなど、新公会計制度の趣旨を十分に踏まえ取り組みが行われるよう望むものである。

（7）公共施設等の計画的な維持管理について

これまでの定例監査において、佐那河内村の公共施設については、村民のニーズや地域の事情などにも配慮した配置・運営がなされているところであるが、多くの施設で老朽化が進んでおり、今後、必要となる財源の確保に限られるなか、維持や機能更新などに多額の費用が必要となることが見込まれることから、人口動態や費用対効果などを総合的に判断し、統廃合を含めた見直しによる計画的な運用を図るよう、危機感をもつての対応を強く求めているところである。

佐那河内村においては、令和元年度に「佐那河内村公共施設個別施設計画」として村内の31施設について10年間にわたる改修計画（事業費を含む）が策定され、これをもとに、人口減少や住民ニーズ、財政状況を見極め、施設の継続、廃止等も視野に維持管理に必要な予算を可能な限り平準化し計画的に対処するとし、村有施設等の長寿命化と合わせ検討しているとのことである。

しかしながら、佐那河内村においては、これらの31施設のほかにも、役場新庁舎をはじめ、新たな公営住宅などについても今後追加検討する必要がある。

また、佐那河内村が営む簡易水道事業・集落排水事業にかかる施設・設備の維持管理などを合わせ考えるとき、今後の公共施設やインフラ設備の更新・維持管理に係るマネジメントの在り方が大きく問われているといえる。

今後における人口減少や少子高齢化などの動向を見据えながらも、公共施設やインフラ設備に係る事業計画と維持管理に係る財政運営の両面において総合的に検討しながら、危機感をもって施設の計画的な運用が図られるよう望むものである。

(8) 村民の生活に直結する行政情報等の「広報」のあり方について

この件については、前年度においても指摘しているところであるが、佐那河内村の行政施策についての情報」や「村民の社会生活に必要な情報」など、佐那河内村が村民に対して行う行政情報については、あらゆる機会や広報手段を通して、適正かつ正確に伝えられるものでなければならぬ。

佐那河内村においては、村民に対する行政情報の内容や広報手段について、その取り扱いについて定められたものは存在せず、現在、所管部署の判断により①佐那河内村の広報「さなごうち」に掲載、②新聞へチラシの折込み、③佐那河内村のホームページに掲載、④村内放送、⑤常会において周知、⑥各種団体を通じての周知、⑦案内等を郵送にて配布など、様々な広報手段により周知が図られているところである。

しかしながら、佐那河内村が「広報」により周知したとする情報について、一部の村民だけが知るところとなり、必要とする情報を得ることができず、不便かつ不利益な状況におかれているなど、村民に対しての情報提供が平等かつ適切に行われていないとの声が、依然として多く聞かれる。

行政が提供する情報を村民に対して、どのように正確に提供できるかについて、広報目的に即した広報手段や情報提供の時期・期間などについて課題を検討し、佐那河内村としての「広報」のあり方を明確にするとともに、さらなる村民への情報提供の充実・強化を図りたい。

(9) 公文書の取り扱い並びに管理について

昨年度の定例監査でも指摘したところであるが、佐那河内村における公文書の取り扱い並びに管理については、「佐那河内村役場処務規程」の一部として規定され、これに基づいて事務処理がなされているところであるが、近年、公文書の取り扱いや保管・管理について、さまざまな問題が提起されるなど、住民の関心が高まり、その取扱いについては明瞭化を図っていくことが強く求められている。

特に、行政においてもデジタル化が進展するなか「電子文書」などの磁気ディスク等に記録されたものの取り扱いについても明確にしていく必要があるなど、多くの見直し事項があることから「文書取扱に関する規程」として、独立した形での整備する必要があると考えられる。

昨年度の定例監査でも指摘したところであるが、佐那河内村における文書事務（文書の作成を含む）の取扱については、前例踏襲のみならず問題意識を持って対応する必要性を強く感じるところであり、佐那河内村における公文書（起案文章・文書内容を含む）の在り方について今一度、意識を深められ見直し検討されるよう強く求めるものである。

（１０）旧役場庁舎跡地の有効活用についての検討状況について

村においては、令和4年12月1日「佐那河内村庁舎跡地活用検討委員会」を立ち上げ、旧役場庁舎跡地の有効活用について検討が始められているが、令和4年12月26日に「役場庁舎活用有志検討会」によるワークショップによる報告を求める「役場庁舎跡地活用検討委員会コンサルティング業務」の委託が特命での随意契約によりなされている。

業務委託契約については、開催するとされている「役場庁舎活用有志検討会」について説明がされておらず、随意契約にかかる業者の選定にかかる事務手続きにおいても課題があることから、善処されたい。

（１１）コミュニティバス実証事業について

佐那河内村においては、国道沿いを除き路線バスが運行していないことから、村民の移動手段を確保するため、令和4年10月1日～令和5年3月31日の間、役場前発徳島駅前行き徳島バスに、乗り継ぐことが可能となるよう、平日の週4

日、午前午後各1往復、村内各所から役場間において、乗り降り自由、無料で運行する実証事業を実施している。

令和4年10月3日から令和5年2月3日までの利用者は、延75人にとどまっております。利用者の意見等を伺い今後の対応を検討することとあります。

高齢化が進む佐那河内村においては、交通弱者に対する対策が深刻な問題となっており、利用者のことから、さまざまな施策や対応が求められているところであり、適切な対応が図られるよう期待するものである。

(12) 団体等に対する補助金の管理を職員が行っていることについて

令和元年度の定例監査において、村職員が補助金の交付先である任意団体等の事務並びに預金通帳の管理・保管等を行っている事例に対し、補助金事務の適正運用に問題が生じる可能性があるほか、職員の業務負担の増大につながること、また、地方公務員法第35条に規定する（職務に専念する義務）に抵触する可能性があることなどから、「佐那河内村がなすべき責を有する職務」である根拠を明確にし、速やかに見直しを求める指摘に対し、依然として「行政サービスの一環として取り扱っている」、「今後、団体等と話し合い対処する」との状況報告があったところであり、3年経過後の現時点においても具体的に見直されたものは認められなかった。

再度、指摘の内容について熟慮され、速やかに対処されるよう強く望むものである。

(13) 公用車の使用について

これまでの定例監査において、再三にわたり佐那河内村が所有する公用車（教育委員会を含む）を安全かつ適正に運行するためにも「公用車運行管理規程」などの整備を求めており、また、社会福祉協議会の公用車との相互使用については、相互使用に関する契約等もなく、職員以外の部外者も同乗使用してケースもみられることから、事故等が発生した際の責任問題や対応に課題があることから、手続き・責任の所在等について見直すよう求めているところである。

佐那河内村は、それぞれの団体の保険をかけており、「交通事故等について

保険対応が可能」であり、「今後は、使用に関する協定等の整備を検討する。」としていますが、一向に進展が見られないところである。

事業主としての佐那河内村や安全運転管理者の責任問題を含め、佐那河内村の公用車の安全運行に係る課題も多いことから、十分に検討を重ねられ、早急な対応を求めるものである。

また、近年において、交通事故等が多発している現状からしてドライブレコーダーの設置等についても検討されることを強く望むものである。

2. 産業環境課

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利性を補正し、耕作放棄の防止や多面的な機能を確保するため、市町村から農業者等に対し交付金を交付する制度として設けられたもので、令和2年度より、第5期対策（令和2～6年度）が実施されており、次の事項を柱とした取り組みが求められている。

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害防止対策等）
- ② 集落戦略の作成
（農業生産活動の継続に向けた6～10年後の集落の将来像の明確化・共有）

村内においては、第4期より1集落少ない18集落（374名）が協定を締結し事業を実施しているが、第5期計画においても各集落において8割協定を選択し、令和4年度の交付金額は、13,148,218円（国費6,574,094円、県費3,287,029円、村費3,287,095円）で農用地面積の減少（△20,887㎡）により令和3年度に比べ199,916円の減となっている。

引き続き、今後の農業生産活動等を継続するための活動について関係者との連絡調整を密にし、効果的な推進ができるよう積極的な取り組みを望むもので

ある。

(2) 自然エネルギー事業の実施状況について

小水力発電事業については、令和4年4月から令和5年1月末までの運用で、発電量180,295KWH、売電額6,743,089円の実績となっている。

例年、外部からの視察見学等もみられるところであるが、コロナ禍の影響もあり、現在は基本的には受け入れを中止している。

佐那河内村における小水力発電事業の取り組みは、規模が小さいものの環境にやさしい自然エネルギーの活用として、全国的にも注目されており、数少ない自主財源確保の手段となっていることから、今後においても、適正な管理・運用に努められたい。

(3) ゴミの収集及び処理状況と種類別財産売払収入状況について

佐那河内村においては現在34品目にわたるごみの分別収集を行うなど、全国的にも官民挙げての先進的な取り組みを実施している。

しかし、こうした取り組みの意味や成果について説明を求める声がある。

こうした観点から、令和4年度（R5.1.31.現在）の“佐那河内村におけるごみの分別処理による金銭的効果”についてみてみると、「財産売払収入」567,853円（内訳：古紙・古布264,913円、スチール缶プレス45,980円、アルミ缶プレス256,960円）となり、それに対し、支出は「可燃ごみ関係処理費（収集運搬・生ごみ処理等を含む）」12,664,897円、「リサイクル処理費」1,867,992円（内訳：発泡スチロール10,560円、ペットボトル1,377,750円、空きビン169,400円、廃食用油0円、プラスチック製容器包装287,760円、廃蛍光灯22,522円）であり、そのほかに、埋め立て処理費用687,000円、シルバー人材委託料237,674円、会計年度職員人件費2,810,093円を要していることから、収入額567,853円に対し費用額は18,267,653円となっている。

この数字だけをもって34品目にわたる分別の金銭的効果を説明することは困難な状況があると認めざるを得ないところである。

佐那河内村と同様の取り組みを進めている他町においては、分別処理により資源化したゴミの金銭的価値を算出・評価し、年度別の取り組み成果を明らかにすることなどにより、住民の理解と協力の推進を図っている事例も見受けられる。

これまでの定例監査においても要望したところであるが、ゴミの分別収集について村民挙げての取り組みは小さなものかもしれないが、地球環境問題を考える上においても多大の効果が期待できることから、改めて取り組みの意義について周知するとともに、ごみの分別処理による金銭的効果についても、わかりやすく説明・周知されるよう努力されたい。

(4) 簡易水道事業・農業集落排水事業のかかる公営企業会計への移行について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新、需要の増大等により、急速に厳しさを増しており、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形での確に把握した上で、中長期的な視点に基づき経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組みんでいくことが求められている。

こうした背景のもと、総務省から地方公営企業会計の適用拡大に向けた「新たなロードマップ」が示され、人口3万人未満の市町村における簡易水道事業、農業集落排水事業についても、令和6年4月1日までに地方公営企業会計に移行することが求められていることから、佐那河内村においては、令和3年度「業者選定・基本計画策定」・「固定資産調査・評価」、令和4年度「固定資産調査・評価」、令和5年度「システム構築、例規策定審議会、議案作成、税務署及び総務省協議・届出、打切決算処理」令和6年度「実稼働」を内容とする計画策定についての業務を委託することとし、令和3年10月4日（株）ぎょうせい四国支社との間において『地方公営企業法適用支援業務』契約金額47,630,000円（簡水：22,308,000円、集排：25,322,000円）〔契約期間R3.10.5.～R6.3.25.〕債務負担行為議決（R3.3議会）

内訳

- R3 18,755,000円（簡水：9,350,000円、集排：9,405,000円）
R4 19,118,000円（簡水：8,272,000円、集排：10,846,000円）
R5 9,757,000円（簡水：4,686,000円、集排：5,071,000円）

により委託契約を締結し、作業を進めているところである。

令和6年4月1日までの地方公営企業会計への移行は、絶対条件であり、これまでの取り組みと比べ大きな変遷を伴うものであることから、危機感をもって取り組みとともにスケジュール管理に万全を期すよう留意されたい。

特に、今後においては、施設・設備の老朽化に伴う維持・更新にかかる費用並びに人件費負担の増大、（人員配置問題を含む）さらには村民の負担増につながる可能性のある使用料の見直しや一般会計からの繰入金の取り扱いなど数々の課題も想定されており、当該事業の継続を含めた今後の運営全般に係る計画と合わせて検討する必要があることから、佐那河内村の現状をふまえた取り組みに遺憾のないよう望むものである。

（5）「食業工房さなごうち」について

「食業工房さなごうち」については、「食業工房さなごうち設置及び管理に関する条例」により、農林産物をはじめとする地域資源を活用し、加工品の製造、販売及び普及並びに「食」と「職」の起業に繋げることを目的として設置され、「加工室」「販売室」「交流室」「滞在室」から構成されている。

営業許可等については、

- 加工室1：そござい製造業・飲食業（1団体）
- 加工室3：瓶詰・缶詰食品製造業（1団体）
- 加工室4：菓子製造業（4団体）

となっており、滞在室2室については、令和2年4月から1名が入居している。

販売室については、佐那河内村商工共栄会が1年間の使用許可を受け、商品等の販売を行っている。

令和5年2月21日現在において、加工室（4室）（使用許可20名）252日、販売

室（使用許可1名）12ヶ月、交流室（使用許可4名）が57日、滞在室（使用許可1名）12ヶ月の利用があり、使用料収入1,080,430円となっている。

また、各部屋の稼働率についてみてみると、加工室1（稼働率16.0%）、加工室2（稼働率5.24%）、加工室3（稼働率13.2%）、加工室4（稼働率43.2%）、であり、「滞在室」も1室が、未使用となっている。

こうした稼働状況をみるに、施設設置の趣旨が十分に周知されておらず、本来の機能を十分に発揮できていないと言わざるをえないところである。

近年においては、シェアキッチン・レンタルキッチンなどの利用について、大きな注目がなされていることもあり、その運用については、営業許可等を所管する保健所との連携を密にし、有効的な活用が促進されるよう望むものである。

また、今後の運営については、Haccpに対応した施設管理に万全を期し、運用における適時・適切な対応により所期の目的が達成されるよう望むところであり、なお、施設の使用に関する事務手続き等において、改善が必要であると認められる事項があることから、速やかに対処されたい。

（6）さくらもいちご栽培振興プロジェクトの推進について

「さくらもいちご」は、佐那河内村のみで生産される産地限定の“高級ブランドいちご”として、高く評価されており、令和3年度における生産農家は21戸であり、生産販売数（加工を含む）約75トン、販売額約2億4千万円の売上となっている。

佐那河内村においては、①いちご栽培の担い手確保、②栽培にかかる次世代技術の研究、③就農を契機としたUJIターン・移住・定住の促進、等を目的とした「佐那河内村いちご栽培振興協議会」を令和3年5月25日に立ち上げ活動を推進しており、現在、「佐那のいちご塾」を開催し「地域おこし協力隊」の採用に向けた取り組みが図られている。

なお、地域おこし協力隊（佐那のいちご塾生）の募集については、新聞等による募集広告をはじめ、県外（東京都・大阪府）でのフェアに参加し応募者の

確保に努めており、令和5年度に1名の応募が予定されている。

佐那河内村の代表的なブランド作物である「さくらもちご」の持続可能な栽培振興と栽培農家の経営発展に期待するところである。

(7) 大川原高原観光計画について

佐那河内村においては、村の重要な観光資源である大川原高原の観光計画について令和3年度に策定された大川原高原観光計画〔(株)地域科学研究所：委託料979,000円〕に基づき、大川原高原の新たな観光施策の在り方を探るため「大川原高原観光促進検討委員会」を設けるとともに、「大川原高原“つくる”高原プロジェクト」として社会実験、トライアル・サウンディングを行う「大川原高原公共施設利用促進事業」〔(株)地域科学研究所：委託料2,882,000円〕を実施しており、「大川原高原観光促進検討委員会」の提言書を含め、現在、作業中（最終調整中）であるとのことであり、今後の取り組みに注目したい。

3. 建設課

(1) 普通建設事業等の進捗状況について

「普通建設事業（国道・県道・村道）」及び「災害復旧事業を含む各種補助事業」の実施・進捗状況について説明を受けたところであり、適正に事業の促進が図られていることが認められたところである。

令和5年2月監査時点においては、本工事費ベースで令和3年度からの繰越事業6事業（16工事）工事金額164,898千円、令和4年度事業、2事業（17工事）工事金額48,225千円が施工されており、発注済み工事を含めて6事業（15工事）工事金額89,000千円が令和5年度へ繰越が予定されている。

引き続き、早期発注・工期内完成を前提とした適正な工事の施工を図られたい。

(2) 村営住宅の管理運営状況について

村営住宅「大黒団地」（佐那河内村上字大黒）における佐那河内村営住宅使用料において5ヶ月にわたり滞納未収事例が1件発生している。

「佐那河内村営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき建設された村営住宅の趣旨に鑑み、減免措置（27,100円⇒16,260円）等が講じられているが、なお滞納未収の状況にある。

引き続き滞納者の現状を見極め、適切かつ速やかな対応を望むものである。

（3）住宅リフォーム補助事業・住宅耐震事業補助の取り組みについて

佐那河内村の単独事業として取り組む住宅リフォーム補助については、住宅環境の向上を図るとともに、村内産業における雇用の創出を図ることを目的に令和4年度現時点において9件2,293千円が執行されている。

また、南海トラフ巨大地震に備え木造住宅の耐震化を進めるため「耐震診断」「補強計画等の策定」「耐震改修工事」を進めるため、「住宅耐震化促進事業費補助金」（国補）による「耐震改修」「耐震シェルター」「スマート化」「住替え」を促進しており、令和4年度現時点において「木造住宅耐震診断」5件、「木造住宅耐震補強計画」5件、「木造住宅耐震改修支援」2件（繰越1件を含む）、「耐震シェルター設置支援」3件（繰越1件を含む）、「住まいのスマート化支援」1件（繰越）が実施されている。

これらの事業については、地震等の自然災害に備えた村民の生命・財産を守ることに関わる事業・生活環境の整備に係る事業として、重要な取り組み一つであることから、今後とも引き続き制度の周知に努め、村民の利用促進を図られるよう期待するものである。

（4）国土調査法に基づく国土調査事業について

国土調査事業については、佐那河内村において平成30年度より「地籍調査」が開始され、令和4年度においては「徳島県土地改良事業団体連合会」に委託（委託料：28,391,000円R4.7.12.～R5.3.24.）し、令和4年度においては、「大黒・上中辺・中川原・蝮塚・蝮塚山」において実施されている。

令和8年度までの間において引き続きの調査が予定されており、正確な地積の確認（所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行う）及び地籍図・地籍簿の作成が図られている。

地籍調査は、「公共事業の円滑化・災害等の復旧・公租・公課等の負担の公平化・土地情報のシステム化」に役立っただけでなく、土地所有者にとっての「土地の権利関係の明確化・登記簿の記載事項の修正整理」に資することから、速やかな取り組みに期待するものである。

4. 住民税務課

(1) 村税・国民健康保険税、介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課及び収納状況について

① 令和5年2月9日現在の「村税」に係る収納状況は174,830,276円が収納済みであり収納率は、92.94%となっている。

内訳をみると、『村民税』については69,809,723円が収納済みであり、収納率は、85.75%〔個人（現年）83.71%、個人（滞納）84.75%、法人（現年）98.08%、法人（滞納）0.00%〕であり、『固定資産税』については81,830,900円が収納済みであり、収納率は97.98%〔現年98.86%、滞納17.93%〕、『軽自動車税』については13,316,300円が収納済みであり、収納率は100.00%〔現年100.00%、滞納0.00%〕『村たばこ税』については9,873,353円が収納済みであり、収納率は100.00%となっている。

② 『国民健康保険税』に係る収納状況は、42,597,900円が収納済みであり、収納率は、83.99%〔現年84.49%、滞納47.22%〕

③ 『介護保険料』に係る収納状況は、52,051,400円が収納済みであり、収納率は、82.13%〔現年82.13%、過年度83.28%（うち、特別徴収82.42%、普通徴収76.54%）〕

④ 『後期高齢者医療保険料』に係る収納状況は、30,002,800円が収納済みであり収納率は82.43%〔現年82.43%、過年度－（うち、特別徴収82.06%、

普通徴収83.01%)〕となっている。

- 過年度分の収入未済額については、令和5年2月10日現在6名が滞納しており、1,112,800円（「村・県民税」5,800円、「固定資産税」742,700円、「軽自動車税」20,100円、「国民健康保険税」334,100円、「介護保険料」10,100円）となっている。

佐那河内村においては、収納の促進を図るため、①『村県民税』については、11月・12月に徳島県と共同して行う徴収月間のほかに、毎月、佐那河内村独自の徴収強化週間（毎月第2週10日間）を設け滞納者への集中的な電話や臨戸の実施しており、また、②『国民健康保険税』については、滞納額が高んだ滞納者に対して短期証の発行などのほか、納税相談の機会を増やし、滞納者の状況を把握した納付計画を策定し取り組みなどの努力が認められるところである。

今後においても、「租税公平負担」の原則からして、延滞・滞納者に対して引き続き、納税相談の充実、分納等による徴収の促進を図るとともに、困難案件については、滞納整理機構と連携し業務を移管することとし、「財産の差押え」・「執行停止」や「不納欠損」の事務処理を必要とする場合に当たっては、県などの関係機関との連携を密にし、遺憾のないよう適時・適切な対応を図られたい。

（2）不納欠損処理・執行停止者の状況について

令和3年1月末現在における「不納欠損」の処理状況については、対象者が1名で総額183,900円となっている。

内訳は、「固定資産税」163,800円「軽自動車税」20,100円であり、生活保護受給者（執行停止者）分の時効が成立したことによるものである。

また、「執行停止者」については、対象者が2名（生活保護受給者）で総額195,400円が執行停止となっている。

こうした地方税法第15条の7に規定する滞納処分等の執行の停止にかかる事務処理については、その取り扱いや運用について根拠を明確にし取り組み必要性があることから、告示・公告を前提とした規程や要綱等の整備について速やか

に検討されるよう望むものである。

(3) マイナンバーカードの申請・交付状況と今後の取り組みについて

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、分野横断的な共通の番号を用いることで、個人の特定を確実かつ迅速に行い「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」を図るための社会基盤として導入されて、令和4年10月から「健康保健証」として利用できるところとなったところである。

国においては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として推し進めるマイナンバー制度を普及するため、現在マイナンバーポイント事業第2弾として、

- ① マイナンバーカードの申請を令和5年2月28日までに申請すれば、第1弾の5,000ポイント対象外の人に5,000ポイント付与される。
- ② 健康保険証としての利用申込みすれば、7,500ポイント付与される。
- ③ 公金受取口座の登録を行えば、7,500ポイント付与される。

などによる申請・利用を促す活動がなされている。

佐那河内村においても広報誌やホームページに掲載するほか、役場窓口でリーフレットを配布するなどのPR活動に取り組むとともに、申請にかかる補助や休日においても交付されたカードの受け取りを可能とするなどの便宜を図る取り組みを実施しているところであるが、本村におけるマイナンバーカードの交付状況は、令和5年1月末現在1,229枚（交付枚数率55.8%）であり、交付枚数率については、県58.9%、国60.1%と比して低いものとなっている。

なお、令和5年2月10日現在1,255枚（交付枚数率56.97%）となっている。

引き続き、制度の周知や利用促進に向けた取り組みの充実を図りたい。

(4) 戸籍・住民基本台帳事務について

戸籍は個人の身分変動について「戸籍簿（戸籍情報）」に登録し、それを公に証明する制度で、法定受託事務である。

また、住民基本台帳事務は、住民に関する事務処理の基礎となるものとして住民の居住関係を公証するとともに選挙人登録などの事務処理に利用される。

令和5年1月31日現在の佐那河内村の人口については、〔戸籍：本籍数1,656、人口数3,843〕、〔住民基本台帳：世帯数942、人口数2,171〕となっており、

令和5年1月31日現在、戸籍届出処理120件、住民基本台帳戸籍附票異動諸通知366件、住民基本台帳届出受理248件となっている。

令和元年5月24日戸籍法の一部改正により、市町村間の届書やり取りが郵便からデータ化（スキヤニング）に変更、並びに生体認証導入に伴う戸籍情報システムの改修が進められているところであり、また、令和5年度中には、◎各種の社会保障手続で、マイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出を省略することができるほか、◎戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出が不要となる。◎本籍地以外の市区町村での戸籍謄抄本の発行ができる。などの利便性の向上も見込まれることから、これを促進し、速やかな移行が適切に行われるよう努められたい。

5. 健康福祉課

(1) 国民健康保険事業・後期高齢者医療制度・介護保険制度の取り組みについて

① 「国民健康保険事業」については、

佐那河内村における基幹産業である農業関連産業に従事する者が多いことから、村民の多くが国民健康保険加入世帯となっている。

令和5年1月末現在の佐那河内村の人口は、2,171人(65歳以上1,033人)(942世帯)で、うち国民健康保険被保険者数は、553人(25.5%)〔343世帯(36.4%)〕、後期高齢者医療保険被保険者数は599人(27.6%)となっている。

監査時点では令和4年度決算が確定していないため、これを令和3年度の決算で見ると、国民健康保険事業については、令和4年3月31日現在の被保険者数が584人であり、保険給付費が207,552,563円（前年度比較13,575,061円減）となっている。

これらについては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えなども大きく影響しているものと考えられているところである。

これに対して保険税収入は53,284,700円（前年度比較2,841,400円減）、県支出金219,394,436円（前年度比較15,747,411円減）などの財源手当てにより運用されているところである。

令和3年度国民健康保険事業特別会計の決算については、前年度繰越金により歳入歳出差引額が39,941,129円となっているが、実質単年度収支は△744,800円の初めての赤字となっていることに注目する必要がある。

これを令和5年1月31日現在の状況を令和3年度決算時と比較してみると、国民健康保険事業については、被保険者数が553人（31人減）であり、保険給付費が241,763,836円（34,211,273円増）となっており、これに対する保険税収入は50,341,533円（2,943,167円減）、県支出金256,448,852円（37,054,416円増）などの財源手当てが予定されているが、「被保険者数が減少し、保険税収入が減少するも、保険給付費が増加している」という状況となっている。

現時点では、財源手当てができており「法定外繰入金」の必要性が発生するなどの、直ちに重大な局面に至っていないところであるが、保険税率の在り方に直結することから、今後の動向に留意する必要がある。

② 「後期高齢者医療事業」については、

後期高齢者医療制度は75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の人が加入する医療制度で、徳島県後期高齢者医療広域連合と市町村で事務を分担しており、佐那河内村では「保険料の徴収」「申請や届出の受付」「保険証の交付」「受入保険料の保険者への納付」などを担当している。

令和5年1月31日現在において、被保険者数が599人であり、令和4年3月31日現在一人当たりの医療費が842,414円（入院569,905円、入院外241,558円）となっており、県平均886,874円を上回っており県内では13番目の水準となっている。

なお、保険料は、年金から天引きなどによる30,877,000円で、佐那河内村の県後期高齢者医療広域連合に対する負担金は、44,614,222円となっている。

③ 「介護保険事業」については、

介護保険における被保険者は、佐那河内村の住民（住民基本台帳上の住所を有する者）での人が該当し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）に分けられ、平均保険料基準額は月額5,600円で、県平均（6,477円）より低く設定されている。

令和5年1月31日現在、1号被保険者数1,034人のうち、介護認定者数は、198人であり、サービス受給者については、居宅介護96人（要支援32人、要介護64人）、施設介護57人（要介護：介護老人福祉施設36人、介護老人保健施設12人、介護医療院9人）となっている。

令和3年度の介護給付・予防給付については、居宅サービス、介護保険施設サービス等を合わせて304,872,111円が支出されているが、令和5年1月31日現在において248,389,685円が支出されている。

（2）「特定保健指導」について

佐那河内村においては、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき糖尿病等の生活習慣病や内臓脂肪症候群などに対処するため、「特定健康診査」を行い、リスクごとに「特定保健指導」を実施しているところであるが、令和3年度速報値（令和4年10月14日現在）「特定健康診査」の受診者は189人受診率は43.2%で、県内平均値を上回っているが、国保対象者の半数以上が受診していない結果となっている。

「特定健康診査」は、最寄りの病院での受診以外にも、佐那河内村におい

ては、村民の利便性を考慮し役場前にて特設会場を設け実施しているところであり、より多くの村民が受診できるよう、周知を含めた努力が必要であると思われる。

また、「特定保健指導」の実施率は、95.0%（対前年比21.1%増）となっており、県内平均値を大きく上回っており、保健指導の取り組みについて積極的に努められていることがうかがえる。

「特定保健指導」は、受診を機会に健康についての意識を高めるとともに、健康維持のための取り組みに対する知識を深め、効果的な対処について認識するためにも重要な取り組みであることから、より一層の取り組みの推進を図らねばならない。

（3）学童保育クラブの活動状況について

共働き、母子・父子家庭等の保護者が不在となる家庭の小学校児童の健全育成指導を図るための学童保育クラブの活動については、新型コロナウイルス感染症対策のため取り組みに影響が見られるところであるが、支援員の協力により、月間約22～23日開設し、令和5年2月1日現在54名が登録され、ほぼ例年通りの運営がなされている。

今後においても新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しながら学童保育クラブ設置の趣旨が大いに生かされる取り組みが図られるよう期待するところである。

（4）高齢者等の外出支援助成について

- 佐那河内村においては、自ら車を運転できない高齢者や障がい者の外出支援と社会参加を促すため、「高齢者等外出支援助成事業（タクシー運賃の一部助成）」「高齢者等バス無料乗車証交付事業」を実施している。
- タクシーの利用状況については、毎月の利用人数が30人程度と限定傾向にあり、各年度による利用状況についても新型コロナウイルス感染症対策による影響も少ない。
- 一方、バス無料乗車証の利用については、令和5年1月31日現在179人に「無料乗車証」が交付されており、高齢者1,538枚・障がい者等60枚が利用

されている。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、国の方針に基づき、令和4年度においては、60歳以上及び60歳以下の重症化リスクが高い者を対象とした4回目接種について、令和4年7月17日から8月21日にかけて合計3回のワクチン集団接種を実施するとともに、初回接種を完了した全ての者を対象とするオミクロン株に対応したワクチン集団接種を、11月20日から12月25日にかけて合計5回実施しており、村民の健康を最優先とし迅速な対応が図られており、村民からも高い評価を得ているところである。

本監査時点（令和5年2月15日現在）において、

区分	4回目接種		オミクロン株対応ワクチン接種	
	対象者	接種者・接種率	対象者	接種者・接種率
高齢者	1,048人	899人 (85.8%)	1,048人	785人 (74.9%)
全人口	2,194人	1,436人 (65.5%)	2,194人	1,274人 (58.1%)

となっており、4回目接種（県高齢者：79.4%、県全人口：46.1%）、オミクロン株対応ワクチン接種（県高齢者：67.9%、県全人口：41.0%）とともに、県平均を上回る接種状況となっている。

今後、国は「必要な接種については自己負担なく受けられるようにする。」との方針のもと、令和5年5月から8月にかけて、65歳以上の高齢者及び重症化リスクが高い者を対象としたワクチン接種を、9月から12月にかけて接種可能な全ての者を対象としたワクチン接種を実施する方針としていることから、確実な接種体制の確保に向け、引き続き、適切な対応が図られるよう望むものである。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上「5類」に引き

下げられ、名称についても変更が予定されており、マスクの着用については、屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねられるなど、ウィズコロナの取り組みが進められ、医療費の自己負担分に対する公費支援についても期限を区切って継続され、令和6年度以降に見直す動きが見られている。

一方で、感染者にみられる「後遺症」の問題も深刻であり、「新たな変異株」や「季節性インフルエンザ」との同時流行も懸念されているところである。

また、ワクチン接種と自然感染により獲得した免疫は、経時的に低下していくと考えられていることから、左那河内村においては、高齢者も多く、体の回復力や抵抗力が弱く感染症も重症化しやすいことが懸念されることから、引き続き感染拡大防止に向けた対策をはじめ、感染症発生時に備えた対応に万全を期すとともに、関係機関との連携を密にした取り組みが図られるよう期待するところである。

(6) 国の交付金事業等による生活支援について

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症並びに原油価格高騰などによる社会情勢の変動による影響の著しい非課税世帯等への生活支援のための給付金が支給されている。

◎ 住民税非課税世帯生活支援助成金支給事業

原油価格高騰に伴う緊急対策事業として生活困窮世帯に対し電気料金の一部助成

1. 世帯あたり10,000円 159世帯 1,590,000円

◎ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化の中、低所得の子育て世帯に対しての生活支援対策

児童1人あたり 一律 50,000円 18人 1,450,000円

◎ 住民税非課税世帯等への臨時特別交付金事業

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化の中、さまざまな困難に直面した住民税非課税世帯に対して支援

住民税非課税世帯 1世帯あたり 100,000円 152世帯 15,200,000円

◎ 価格高騰緊急支援給付金事業

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増をふまえ特に家計への影響が大きい低所得世帯支援

住民税非課税世帯 1世帯あたり50,000円 279世帯 13,950,000円

6. 保育所

(1) 入所及び保育の状況について

令和5年2月1日現在、定員70名に対し58人〔0歳児5人、1歳児9人、2歳児12人、3歳児10人、4歳児15人、5歳児7人〕(うち、村内在住49人、広域利用9人)の入所があり、保育関係職員(所長(事務職)1人を除き保育士資格あり)16人(正職員7人、臨時職員9人)のシフト制により11時間保育(7:30~18:30)を実施している。

他に、栄養士1人、調理員2人、行政事務補助員1人

保育児童数は、ピーク時には至らないものの近年増加傾向にある。

(令和元年度:47名、令和2年度:47名、令和3年度:56名)

令和3年4月1日現在の住民基本台帳該当児童数からみた入所率は、0歳児83.3%、1歳児77.8%、2歳児100%、3歳児81.8%、4歳児100%、5歳児100%となっており、現時点においては入所を希望する待機児童は存在していない。

近年、少子化の加速とともに、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、職務内容に応じた専門性の向上を図る

ことが重要となっており、キャリアアップのための研修の機会等の確保が欠かせないところである。

保育サービスの質を高めるためにも保育士の処遇の改善を含めた保育環境の充実と整備が図られるよう望むところである。

7. 企画政策課

(1) 佐那河内村総合計画に基づく施策の推進について

佐那河内村においては、令和2年4月に「佐那河内村総合計画」、「地方創生総合戦略」が策定され、次の1000年に向けた「持続可能な村づくり」を目標に計画的な行政の取り組みが図られているところである。

特に、目標達成に向けた具体的な行動計画である「地方創生総合戦略」については、基本施策として掲げた「しごと・雇用を創出する」、「新しい人の流れを作る」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「小さな拠点の整備や地域連携などの村づくりを進める」の4施策については、「佐那河内村事業検証委員会」において重要事業評価指標（KPI）による評価が行われており、令和5年1月31日現在の取り組み内容や課題を分析するとともに、目標達成に向けた取り組みの強化が図られているところであり、引き続き、計画達成に向けた取り組みの実現に期待したい。

(2) 佐那河内村ホームページについて

佐那河内村のホームページについては、令和元年度に大幅な見直しが行われ、佐那河内村の重要な情報発信手段として位置づけられている。

サイトの運営については、企画政策課において管理がなされているが、現在のサイトは、CMSの導入により、情報発信・ページ更新等の判断が各所管課等の判断に任せられ運用していることから、情報の内容に偏りが見られるほか、ホームページの構成上のコンテンツが十分に活用されず、知りたい情報がいつでも見られるとすホームページの機能を十分に活かしてきていないものも散

見られる。

現在、佐那河内村においては、広報紙について、新しい役場のC I（コーポレートアイデンティティ）の導入と併せて、佐那河内村に関する情報発信施策の統一を進めることとしており、これと併せて掲載内容を一部見直す予定であるとのことであり、また、ホームページについては、掲載情報の更新をきめ細かに行うなど、職員のホームページに対する意識改革を促しているとのことである。

佐那河内村におけるきめ細かな情報を発信するホームページは、パンフレットなどの印刷物とは違った形で行政情報やサービス情報の提供、また佐那河内村のすがたや魅力を効果的に伝える手段として村民生活を支援するとともに、移住・交流や企業誘致、地元産品の消費拡大などにも繋がる情報を発信する広報手段として重要なものとなっている。

令和4年度（令和5年1月31日現在）のホームページへのアクセスは90,523件となっており、K P Iにおいてはその評価をA Aとしているが、これに満足することなくその機能を十分に発揮できるよう、さらなる機能の充実・効果的な運用が図られるよう検討・努力されるよう期待するものである。

（3）有害鳥獣捕獲事業の実施状況について

鳥獣による被害は、高齢化・過疎化が進む佐那河内村にとって、ますます増大し、かつ深刻な問題となっており、農業従事者をはじめ住民生活にとって深刻な問題となっている。

こうした中、有害鳥獣捕獲事業として、シカ214頭（報償金3,210千円）、イノシシ125頭（報償金1,625千円）が捕獲されている。

なお、佐那河内村有害捕獲鳥獣処理施設においては、シカ20頭、イノシシ12頭、カラス101羽の処理がなされている。

引き続き、こうした有害鳥獣に対する「鳥獣捕獲許可」について、県から捕獲許可権限を委譲された範囲内において佐那河内村猟友会の皆さんとの連携を密にした取り組みを進めるとともに、近隣市町とも連携した広域的な取り組み

が必要であることから積極的な連携協力の推進を図りたい。

(4) 中尾谷地区における宅地造成事業について

令和2年度より取り組んでいる中尾谷地区における宅地の造成事業については、造成工事中の現場の一部において産業廃棄物が発見されたことから売主に土地売買契約に基づく「契約不適合責任」の行使を求め、除去作業が行われており、全体計画の進捗に遅れが生じている。

B号地、C号地については、埋却物除去作業が予定の行程より遅れ、令和4年度の造成工事施工ができなかったため、埋却物除去作業の完了が見込まれる令和4年度末頃から、1年程度をかけ締固めたのち令和6年4月頃から造成工事を開始し、令和6年10月を目処に分譲を開始したいとのことであり、D号地については、令和5年4月から造成工事に着手し、令和5年10月頃分譲を予定しているとのことである。

速やかに埋却物除去作業が終了し、可能な限り早期に造成工事を完工させ、所期の目的である宅地分譲による村内での定住支援につながるよう望むものである。

なお、A-1号地については、売却済みであったが契約解除があり、その後、新規購入者と契約が成立し、令和4年10月14日分譲が完了している。

(5) 多目的地域交流施設について

令和3年8月27日JA徳島市から「旧嵯峨出張所敷地内の建物」及び「旧嵯峨出張所敷地内の構築物」について寄付の申し出のあったもので、これを改修し、平時においては会議やイベントの開催、企業誘致の受け皿及び災害対応のための物資の保管用倉庫として、また、災害発生時には避難や被災者の支援などをを行うことが可能な「多目的地域交流施設」として、整備が進められている。

現在、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用し、

R2(繰)多目的地域交流施設(仮)改修事業 26,366,411円(事故繰越予定を含む)

施工管理委託	⑧924,000円
施設改修工事	⑧23,348,600円
施設備品	⑧1,795,300円
消耗品	⑧298,511円

R3 (繰) 避難所環境整備事業 (事故繰越予定を含む)

設計業務委託	⑧990,000円
施工管理委託	495,000円
施設改修工事	⑧2,000,000円
施設備品	10,450,000円
	4,320,600円

避難所機能強化事業 (事故繰越予定を含む)

設計業務委託	⑧495,000円
施工管理委託	500,000円
施設改修工事	5,500,000円

を実施しているところであるが、コロナウイルス感染症拡大等の影響により資材等の調達が叶わず、一部において事故繰越手続きがなされる予定である。

現在は、常会の定例会での使用をはじめ老人会のイベントなどに利用されているところであるが、住民から希望のあった倉庫棟の避難所整備、エアコンの設置、有事の際の発電機設置、新型コロナウイルス感染症に対応する抗ウイルス仕様の避難所整備をおこなっており、今後においては、維持管理業務の委託または指定管理について検討していくとのことである。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の執行状況について

(1) 「令和3年度申請の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」

令和3年度申請分については、①小学校教室換気窓設置事業(600千円)、②村内指定避難所用防疫備品等購入事業(2,000千円)、③路地すだち出荷者緊急経営支援助成金事業(3,000千円)、④子育て世帯への独自給付金事業(700千円)、⑤地域の新魅力創造事業(1,190千円)、⑥避難所環境整備事業(20,000千円)、⑦佐那河内村小規模事業者緊急経営支援助成金(3,966千円)、⑧新型コロナウイルス関連対策緊急雇用事業(2,885千円)、⑨村内指定避難所用

防疫備品等購入事業（1,300千円）、⑩佐那河内保育所防疫用衛生用品等購入事業（980千円）、⑪佐那河内村学童保育クラブ防疫用衛生用備品等購入事業（250千円）、⑫学校保健特別対策事業補助金（300千円）、⑬学校保健特別対策事業補助金（繰越分）（1,840千円）において、総額32,711千円の予算が計上され、令和5年1月31日現在27,575,979円の執行が見込まれており、うち、避難所環境整備事業（18,255,600円）については繰越が予定されており、⑮新型コロナウイルス関連対策緊急雇用事業（2,474,400円）を除くその他事業については、「終了」となっている。

(2) 「令和4年度申請の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」

令和4年度申請分については、①図書館パワーアップ事業（7,000千円）、②地域の新魅力創造事業（3,400千円）、③佐那河内村子育て独自応援給付金事業（4,840千円）、④住民税非課税世帯への生活支援金助成事業（3,200千円）、⑤オンライン環境充実化事業（1,500千円）、⑥避難所機能強化事業（6,500千円）、⑦感染症対策用患者搬送車購入事業（6,000千円）、⑧原油価格高騰による原油価格上昇に対する施設園芸農業者支援（7,000千円）、⑨原油価格高騰による原油価格上昇に対する小規模事業者支援（3,000千円）、⑩学校給食費保護者負担軽減補助事業（4,200千円）、⑪物価高騰に対する生活者支援のため地域商品券支給事業（12,235千円）、⑫省工ネ家電製品購入助成事業（令和3年度通常分）（4,500千円）、⑬省工ネ家電製品購入助成事業（重点交付金分）（4,500千円）、⑭産直市支援事業（600千円）、において、総額68,475千円の予算が計上され、令和5年1月31日現在61,847,105円の執行が見込まれており、うち、⑥避難所機能強化事業（6,495,000円）、⑧原油価格高騰による原油価格上昇に対する施設園芸農業者支援（7,000,000円）、⑨原油価格高騰による原油価格上昇に対する小規模事業者支援（3,000,000円）については、繰越が予定されている。

コロナ禍における経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の趣旨を活かした知恵と工夫を凝らして取り組みの推進に期待したい。

(7) ふるさと納税にかかる寄付金に対する目的別整理について

平成20年の地方税法等の改正によって「ふるさと納税」制度がスタートし、佐那河内村においては、“ふるさと佐那河内をこよなく愛し、ふるさと佐那河内の未来の発展を応援しようとする個人・団体から広く寄付を募り、もって地域の活性化を図ること”を目的に、平成22年度より制度の運用を開始している。

その後、令和元年6月1日から地場産品に限定し、お礼品3割、募集経費5割を取扱いの原則とする見直しが行なわれ、新制度による取り組みがなされており、佐那河内村においては、令和4年度の目標額を155,000,000円としており、令和4年1月末現在において10,616件：136,952,600円の寄付金が寄せられている。

また、令和3年12月31日現在までの「寄付金受入額」は、1,004,243,559円であり、「諸経費」571,192,548円を差し引いた「寄付金残高（基金積立額：活用可能額）」は、433,051,011円となっている。

このうち「寄付金活用済額（基金取崩額）」226,912,854円が寄附の申込時に指定された「使い道」に充当されており、今後、「寄付金残高（基金残高：今後活用可能額）」206,138,157円についても、同様の運用を図ることとされている。

佐那河内村においては、ふるさと納税事業による寄付金の受け入れは重要な財源の確保手段となっており、“ふるさと佐那河内”のために、ご寄付をいただいた皆様方の思いを受け止め地域の発展のために活用させていただくとともに、佐那河内の取り組みがたを紹介し、引き続きご支援をいただけるよう絆を大切にしなければならぬことは言うまでもない。

また、ふるさと納税事業による寄付金に対する返礼品については、よりふさわしい特産品等の開発・品質向上などを促進し、産品提供者の生産意欲と収益の向上につながることから、制度の趣旨を活かした取り組みの一層の推進に期待したい。

(8)「佐那河内村移住交流支援センター」の取り組み状況について

佐那河内村への移住を希望する者及び家屋等を提供しようとする者の相談に関するワンストップ窓口として、また、佐那河内村内の空き家の状況を把握し、空き家所有者との交渉により「空き家バンク」登録への周知を積極的に行い、

空き家利用者とのマッチングを図るために設置されたものであり、現在、「佐那河内村移住交流支援センター」の業務は、佐那河内村から「一般財団法人さなごうち」に委託（佐那河内村移住交流支援センター業務委託12,650,000円・佐那河内村空き家バンク運営業務378,400円）されており、2名の移住コーディネーターを配し、移住希望者や家屋等の提供についての相談を実施しており、令和5年1月末現在において、①移住交流支援センター業務：移住相談件数：延252件のほか、②空き家バンク業務（空き家バンク登録12件、利用可能な空き家登録物件8件）空き家相談件数：延91件、の取り組みがなされている。

近年においては、国土交通省なども推奨する「二地域居住等」（デュアルライフ）の推進や最近注目されている「住宅のサブスク」などについても視野に入れ、佐那河内村の魅力発進や移住の促進につながるの取り組みが展開されるよう期待するものである。

（9）「さなごうち新ものがたり創出事業」について

佐那河内村の地域資源を見直し、掘り起こし、最大限に活用することを基本に「持続可能な村づくり」を推進するため、①シビックプライド、②村の歴史・伝統文化の保存、③村にのこる文化資産の披露、④村の集いの場の創出・活性化の4つを柱とした4ヶ年間の計画である「さなごうち新ものがたり創出事業」＝さなごうち 次世代へ贈る、新しい光景・ものがたりの創出＝のプランを策定中であるとのことである。

令和4年度においては、①佐那河内村の景観づくりにもつじた提言「佐那河内村景観づくり基本指針」、②新庁舎国道438号沿いのサクラ伐採跡の利活用、③村のサイン整理（観光看板等の見直し）を予定し、取り組み中であるとのことである。

ただし、これらの取り組みについては、令和7年度までの長期にわたる計画となっており、経費の支出を伴うことからからも議会をはじめ、村民の理解と協力が欠かせないところから、その取り組みを明らかにし、子や孫世代へとつなぐ、新しい村づくりプロジェクトとして、村民あげての「さなごうち新ものがたり創出」へとつながるよう期待するものである。

なお、令和4年度においては、「さき読みワークシヨップ実施業務」として、

村内企業に特命随意契約による委託がなされているが、事業の推進における位置づけや業者選定にかかる事務手続きにおいて課題があることから、善処されたい。

(10) 若者向け定住住宅整備事業について

佐那河内村においては、これまでの「公営住宅法」に基づき公営住宅とは別の形で、「地方自治法」に基づき「佐那河内村単独住宅の設置及び管理に関する条例」（令和4年9月20日条例第20号）が制定され、「年齢45歳未満」、「村内での居住」、「入居期間5年」などを条件とした上中辺村営住宅（単身用4室、世帯用2室）が総事業費98,982,400円をもって令和4年12月12日に完成し、若者の定住促進を図っているところである。

令和5年1月31日時点においては、村民対象の先行予約のあった1世帯が入居しており、現在、広報等において入居者を募集中であり、問い合わせ等も寄せられているようである。

過疎化、高齢化の進む佐那河内村にとっては、若者の村外への流出など深刻な課題もあることから、所期の目的が達成されるよう期待するところである。

8. 教育委員会

(1) 不登校児童生徒の状況について

令和4年度の不登校（学籍があるが、登校しない状態）の状況については、令和5年1月末現在、小学校1名（小学5年生）・中学校2名（1年生1名・3年生1名）が不登校の状況にある。

小学校においては、担任をはじめ本年度から年21回に増えたスクールソーシャルワーカーの訪問や養護教諭が連携し、週2回は家庭訪問するなどにより、連絡を取っており、12月には児童がオンライン授業に参加することもあった。

中学生についても、定期的に担任が連絡を取り、スクールソーシャルワーカー

一やスクールカウンセラーの面談や保健室等での授業や教室へのさそいもおこなっている。

このことであり、保護者とも連絡を密にして将来に向けての糸口を見いだしていくよう働きかけているところである。

この問題は、憲法に定められた「教育を受ける権利」に係る問題であり、学校教育法に基づき「普通教育を受けさせる義務・就学させる義務」を有する保護者の問題でもあるとされているところであるが、義務教育対象年齢に達した子どもたちの権利を保障するためにも、引き続き課題が解決できよう関係者との連携を密にした取り組みが図られるよう望むものである。

(2) 生徒数の減と複式学級への危惧について

佐那河内村において令和5年1月末までに出生した子どもが小学校に入学する令和11年度までの推計によると現時点では令和6年度において複式学級の可能性があるとの試算が出ている。

ただし、現時点では令和6年度の小学2年生か小学3年生のどちらかが一人増えれば、すべての学年で複式学級の心配はなくなる。

また、小中一貫校である佐那河内村小・中学校は、校長が1人であることから教務主任が加配されており、学級を担当することで複式学級を免れることができる見込であるとのことである。

少子化の進む佐那河内村においては、子育て世代の確保が課題であり、教育環境の充実には積極的に取り組むことが求められていることから、県内では数少ない特色と魅力をもつ小中一貫校の取り組みである「小学校からの英語教育」、「ふるさと学習」、「ICTを効果的に活用した学習」など、佐那河内村ならではの魅力ある教育の成果を確実なものとするとともに、佐那河内村の取り組み“子育て支援”“子育て環境の整備・充実”など少子化対策の推進、特に、村内外の若い世代の人々への「子育て支援」・「教育の充実」を前面に出したアピールによる“魅力発信”や“若い世代の移住促進”などの取り組みとの連携を図り、これを積極的に進めることにより、生徒数も確保でき、佐那河内村が目指す教育の実践につながるよう期待するところである。

(3) 学校教育の取り組みについて

グローバル化や人工知能・AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代において、子供たちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められており、学校での学びを通じて、子供たちが「生きる力」を育むためにも「外国語教育」「プログラミング教育」など社会の変化を見据えた新たな学びへと進化している。

小中一貫校である佐那河内村小・中学校においては、「学校基本目標」に『郷土佐那河内村に誇りをもち、自ら考え、表現し、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成』を掲げ、①英語教育、②ふるさと学習、③ICTを効果的に使った学習を柱に特色ある取り組みが進められている。

(1) 外国語教育の取り組みについて

「外国語教育」については、「新学習指導要領」により小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から必修化されており、「外国語を通じて言語や文化に対する理解を深めること」、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること」、「聞く、話す、読む、書くなどのコミュニケーション能力の基礎を養うこと」の3点を目標とし、文法や語彙などの知識の習得にとどまらず、外国語でコミュニケーションのできるための基礎となる能力をバランス良く獲得することにより、他の教科教育とともに、子供たちの、多様性と他者を尊重する豊かな人格形成と、良識ある有為な社会人としての自己実現を後押しするとされている。

佐那河内村においては、小・中一貫校としての強みを生かした英語教育の推進に力を入れており、小中学校における英語教育運営委員会を設置し、「第二期佐那河内村英語教育戦略ビジョン」に基づき、ALT（外国語指導助手）や佐那河内村が独自に配置する外国語教育指導監などの活躍により新学習指導要領に基づき授業のみならず放課後における英語活動を広める積極的な取り組みがなされている。

今後においても外国語を知識に焦点を当てた学習から、より外国語を実践的に使えることを目標とし、真に目指す国際交流やグローバル社会において将来

的に活躍できる人材を育てることにつながる積極的な取り組みの推進が図られるよう期待するものである。

(2) ふるさと学習の取り組みについて

「ふるさと学習」は、身近な地域との関わりを通して行う体験を中心とした学習活動であり、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった資源（「ひと・もの・こと」）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育むことを目的としており、佐那河内村においては、村民の協力を得ての“イモ掘り”や“米作り体験”をはじめとした積極的な地域の人々との交流のほか、“農産物の販売体験”や“修学旅行での村の紹介”などに取り組んでおり、これらの成果について「ふるさと学習発表会」において発表するなど「アクティブラーニング」による佐那河内村の特色ある取り組みが進められており、やがて村を支えるであろう子どもたちの豊かな感性や心の育ちにつながるよう、その取り組みに期待するところである。

また、「ふるさと学習」は、現在、村行政においても取り組もうとしている「パブリックプライドの醸成」と道を同じくことから、家庭等においても話題を共有し話し合うなどにより、多くの村民が佐那河内村で暮らすことへの「誇り」「愛着」及び「共感」をもって、村のために自ら関わってほしいという気持につながっていくことを併せて期待したいものである。

(3) ICTを効果的に使った学習の取り組みについて

情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展しており、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来（第4次産業革命）が、社会や生活を大きく変えたと予測されるなどの背景を受け、新学習指導要領においては、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成する旨を明記するとともに、小・中・高等学校を通しての「情報活用能力」を身につけるための「プログラミング教育」が必修化（小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から）、並びに、学校においてICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされており、情報活用能力とは、情報機器の扱い方や活用法、プログラミング的思考、ITリ

テラシーなどの将来にわたって必要とされる能力であり、①小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考の育成、②中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実する学習活動を計画的に実施するとされている。

佐那河内村においては、令和2年度に小・中学校において整備された校内LANや国のGIGAスクール構想における～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～を目標にタブレットの持ち帰りを含め実現しており、同年策定した「情報活用年間計画」に基づき「授業支援ソフト」や「学習ドリルソフト」の導入によるICTを活用した、協働学習・一斉学習・個別学習の推進に取り組んでおり、「ドローンを使ったプログラミング学習」・「特別活動のでのタブレット端末の有効活用」をはじめ、「多くの教科においてアナログ的な部分も大切にしながらICTの使用についてしっかり考える」など、効果的な学習に取り組まれている。

プログラミング教育は、プログラミングのスキルを身につけるだけでなく、小学校段階からの論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成が目的とされており、予測できない変化を受け身で捉えるのではなく、前向きに受け止め、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための“力”を子どもたちに育む学校教育の実現を目指して取り組まれているところからも、ICT環境に恵まれた佐那河内村において、その特色を生かした取り組みにより、児童生徒が主体的に「生きる力」を身につけられるよう期待するところである。

9. 議会事務局

(1) 議会運営にかかる「常任委員会」等の在り方について

地方議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条等に基づき地方公共団体に設置される議事機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成された住民全体を代表する機関であるとともに、同じく住民から直接選挙で選出される長（執行機関）と、それぞれが独立して、対等な立場で、相互に

けん制し合うことにより、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うことにより、地方自治の適切な運営を実現する使命を有している。

佐那河内村においても、「地方自治法」の定めに基づき「佐那河内村議会」が設置され、その権限の行使（地方自治法第96条～）がなされているところであるが、本会議での審議を効率的に行うため、議決に先立ち、議案等の専門的な審査や事務に関する調査をゆだねるためとして「常任委員会」「特別委員会」が「佐那河内村議会委員会条例」により設置されているところであり、その開催状況について過去5年間の開催状況を見ると、令和4年度「総務産業建設委員会」において、議案の審議ではなく「陳情」の処理について開催され、他県市町村への視察が平成30年度・令和元年度及び令和4年度において行われているのみである。

これらの状況に対して、議会の説明によると佐那河内村議会会議規則に基づき設けられた「全員協議会」において、議案審議の場を設け「常任委員会」「特別委員会」にかわる役割を果たしているとのことであるが、

「地方自治法」にその根拠を置く「常任委員会」「特別委員会」と「全員協議会」は、明らかにその性格を異にしており、解釈並びに運用について混同したものと認めざるを得ないものである。

村民の信任を得て成り立つ「村議会」運営の在り方として、速やかに見直しを図られるよう要望するものである。

10. 出納室

(1)「会計事務の手引き（仮称）」について

これまでの定例監査において、会計事務の適確な遂行を図るため、会計処理に係る「会計事務処理要領」などの「手引書」の整備の必要性について検討するよう求めていたことについては、令和3年4月1日に「佐那河内村会計事務処理要領」が制定され、インターネットを通して全職員に周知が図られ、会計書

類等の整備について改善が図られており、引き続き、事務処理の改善に向けた取り組みに励まれるよう望むものである。

(2) 指定金融機関の検査について

これまでの定例監査において、地方自治法施行令（第168条の4）により、会計管理者は、指定金融機関等について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないと定められているところ、実施されていないとのことであり、速やかに検査を行うよう求めていたところであるが、令和3年度に「佐那河内村指定金融機関等の公金取扱事務検査実施要綱」が制定され、令和4年8月26日にJA徳島佐那河内支所に出向いての検査が実施され、令和4年9月22日監査委員に対して、「公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況には異常なく適正に執行されていた」との検査結果が報告されている。

引き続き、指定金融機関に対する検査等を通して、指定金融機関の在り方に注目した指導に期待するところである。

(3) 基金等の積立金の運用について

昨今の低金利時代においては、村民の福祉の向上に係る事業の促進を図るための財源を確保にあたっては、各種の資金調達と基金運用などの最適化を図る必要がある。

基金の運用については、地方自治法において、「現金及び有価証券の保管」について「政令の定めるところにより最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」（法235条の4第1項）、基金については、「条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならない」（法241条第2項）また、地方財政法には、「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。」（法第4条の3第3項）と規定されている。

佐那河内村における主な基金である7つの基金（財政調整基金・地域振興基金・減債基金・ふるさと創生基金・中山間ふるさと水と土保全基金・土地開発基金・役場庁舎改築基金）についてみてみると、ふるさと創生基金の一部が地

方公共団体金融機構債権（20年）で運用され、その他については、いずれも徳島市農協での「大口定期預金」での運用になっている。

「大口定期預金」の状況についてみると、7つの基金運用残高（令和5年2月15日現在）は、2,848,060千円（うち、預金2,648,060千円、債券200,000千円）、利率については債権0.251%、大口預金0.05%であり、令和4年度の運用益は1,769,957円となっている。

現在、佐那河内村における「資金の管理」については、会計管理者を委員長とする「佐那河内村資金運用会議」において議論がなされ「佐那河内村資金管理方針」に基づいた運用がなされているところであるが、現在、見直しを検討されているとのことであり、会計管理者の職務内容や責任の所在を含めた見直しにより、低金利時代にふさわしい取り組みが図られるよう望むものである。

（４）「令和4年度例月出納検査での指摘事項等の処理」並びに「佐那河内村財務規則の見直し」について

令和4年度の例月出納検査において、これまで指摘し改善を求めた21件について、取り組み・対応の報告があったところであり、概ね適正に処理されていることが認められた。

しかしながら、出納機関の領収印を巡って発覚した、佐那河内村財務規則との整合性がみられないなどの状況は、出納事務の根幹に関わる重大な問題であることから、会計事務全般にかかる条例・規則の見直しを含め、可及的速やかな対応を求め厳重に注意しているところであるが、現時点において改正等が行われていない。

あらためて、早急なる対応を求めるものである。

なお、この件については、地方自治法第199条第14項の規定に基づく通知のみならず、適時、その取り組み状況について、監査委員に報告されたい。



